

新旧対照表（改正部分のみ） 25 補正関連等

新	旧
<p>第 2 章 福祉医療貸付事業 第 1 節 福祉貸付事業 (保証人) 第 20 条 保証人は、<u>必要に応じてたてさせる。</u> 第 2 節 医療貸付事業 (国立病院等又は社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け) 第 27 条 (略) 2 「<u>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の譲渡等について</u>」(平成 24 年 8 月 14 日厚生労働省発年 0814 第 1 号)に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から社会保険病院又は厚生年金病院(それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の用に供されている資産の譲渡を受け、当該資産を引き続き医療機関(それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。)の用に供しようとする場合の資金の貸付けについては、第 22 条から第 26 条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) (略) 第 10 章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (競争入札その他契約に関する基本的事項) 第 56 条 (略) 2 <u>1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号)、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)</u>その他の国際約束を実施するため、<u>機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、機構が別に定めるものとする。</u> 附 則 (医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例) 第 19 条 平成 21 年 6 月 5 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、<u>医療提供体制施設整備交付金交付要綱(平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号)及び医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605010 号)</u>に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p>	<p>第 2 章 福祉医療貸付事業 第 1 節 福祉貸付事業 (保証人) 第 20 条 保証人は、<u>原則として立てさせるものとする。</u> 第 2 節 医療貸付事業 (国立病院等又は社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け) 第 27 条 (略) 2 「<u>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について</u>」(平成 21 年 3 月 6 日厚生労働省発社保第 0306001 号)に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から社会保険病院又は厚生年金病院(それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の用に供されている資産の譲渡を受け、当該資産を引き続き医療機関(それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。)の用に供しようとする場合の資金の貸付けについては、第 22 条から第 26 条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) (略) 第 10 章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (競争入札その他契約に関する基本的事項) 第 56 条 (略) 2 <u>政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号)その他国際約束の対象となる契約については、機構が定めた調達手続きによるものとする。</u> 附 則 (医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例) 第 19 条 平成 21 年 6 月 5 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605010 号)に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p>

新	旧
<p>(社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第21条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、<u>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号)</u>、<u>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号)</u>、<u>安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)</u>及び<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号)</u>に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、<u>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号)</u>、<u>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号)</u>及び<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号)</u>に基づく整備事業のうち、「<u>社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について</u>」(平成●年●月●日雇児発●●●●第●号・社援発●●●●第●号・老発●●●●第●号)の●の●に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び前項の規定にかかわらず、利子を徴しないものとし、貸付金の限度額については、第17条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の期間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等に基づく整備事業のうち、「<u>社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について</u>」(平成●年●月●日雇児発●●●●第●号・社援発●●●●第●号・老発●●●●第●号)の●の●に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第7条、第17条、</p>	<p>(社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第21条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号)</u>及び<u>安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)</u>等に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号)に基づく整備事業のうち、「<u>社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について</u>」(平成25年2月26日雇児発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号)の1の(1)に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び前項の規定にかかわらず、利子を徴しないものとし、貸付金の限度額については、第17条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の期間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等に基づく整備事業のうち、「<u>社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について</u>」(平成25年2月26日雇児発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号)の1の(2)又は(3)に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第7条、第17</p>

新	旧						
<p>第 24 条、第 26 条及び前 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	<p>条、第 24 条、第 26 条及び前 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
<p>(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)</p>	<p>(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)</p>						
<p>第 23 条 <u>平成 26 年 2 月 6 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、第 4 条第 1 項の表の「貸付対象施設」の欄の E 及び G 中「軽費老人ホームのうち A 型及び B 型にあつては、第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合に限る。」とあるのは「軽費老人ホームのうち A 型及び B 型にあつては、第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合並びに介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けを行う場合に限る。」とする。</u></p> <p>2 平成 21 年 8 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等により、有料老人ホームであつて、厚生労働大臣の定める基準（平成 17 年厚生労働省告示第 209 号）第 4 号に該当するものの貸付けの相手方については、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、法人とする。</p> <p>3 前項の期間において、<u>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号）、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号）、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 号第 3 号）及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等</u>により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 <u>平成 26 年 2 月 6 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号）並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成 24 年 7 月 17 日厚生労働省発老 0717 第 2 号）により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 26 条の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 90 以内の額とする。</u></p>	<p>第 23 条（新設）</p> <p>平成 21 年 8 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）により、有料老人ホームであつて、厚生労働大臣の定める基準（平成 17 年厚生労働省告示第 209 号）第 4 号に該当するものの貸付けの相手方については、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、法人とする。</p> <p>2 前項の期間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 号第 3 号）及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>						

新	旧
<p>(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第24条 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月3日老発0803第1号) <u>並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱(平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号)</u>に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金(定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)を含む。)」とする。</p> <p><u>附 則 (平成26年3月●日厚生労働大臣認可)</u></p> <p><u>第1条 この業務方法書の一部変更は、平成26年3月●日から施行し、平成26年2月6日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1)第20条の改正規定 平成26年2月1日</u></p> <p><u>(2)第56条第2項の改正規定 改正協定が日本国において効力を生ずる日</u></p> <p>第2条 <u>第56条第2項の変更の施行の際施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、変更前の同項の規定は、同項の変更の施行後も、なおその効力を有する。</u></p>	<p>(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第24条 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月3日老発0803第1号)に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金(定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)を含む。)」とする。</p>

新旧対照表（改正部分のみ） 26 予算関連

新	旧																				
<p>第 2 章 福祉医療貸付事業 第 1 節 福祉貸付事業 (貸付けの相手方)</p> <p>第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの相手方は、次の表の「貸付対象施設」の欄の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付対象施設</th> <th style="text-align: center;">貸付けの相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～セ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソ 施行令第1条第5号に規定する施設であって、厚生労働大臣の定める基準（平成26年厚生労働省告示第●号）に該当するもの（安心こども基金管理運営要領（平成21年7月1日雇児発0701第3号）の規定により整備するものに限る。（以下「認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業」という。）</td> <td>施行令第2条第9号に規定する法人</td> </tr> <tr> <td>タ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>チ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 機構法第 12 条第 1 項第 5 号の規定に基づく貸付けの相手方は、次の各号に掲げる事業（以下「在宅サービス事業」という。）を行う者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 機構法第 12 条第 1 項第 6 号の規定に基づく貸付けの相手方は、次の各号に掲げる事業を行う者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 <u>社会福祉法人の経営の高度化に必要な資金に係る貸付けの相手方については、前各項の規定にかかわらず、機構法第 12 条第 1 項第 1 条から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に規定する社会福祉法人とする。</u></p> <p>(貸付金の使途)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項の表のアからケまで及びソに掲げる施設に対する貸付金</p>	貸付対象施設	貸付けの相手方	ア～セ (略)	(略)	ソ 施行令第1条第5号に規定する施設であって、厚生労働大臣の定める基準（平成26年厚生労働省告示第●号）に該当するもの（安心こども基金管理運営要領（平成21年7月1日雇児発0701第3号）の規定により整備するものに限る。（以下「認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業」という。）	施行令第2条第9号に規定する法人	タ (略)	(略)	チ (略)	(略)	<p>第 2 章 福祉医療貸付事業 第 1 節 福祉貸付事業 (貸付対象)</p> <p>第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付対象施設</th> <th style="text-align: center;">貸付けの相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～セ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>ソ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 機構法第 12 条第 1 項第 5 号の規定に基づく貸付けの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業（以下「在宅サービス事業」という。）とし、貸付けの相手方は、当該事業を行う者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 機構法第 12 条第 1 項第 6 号の規定に基づく貸付けの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、貸付けの相手方は、当該事業を行う者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(貸付金の使途)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項の表のアからケまでに掲げる施設に対する貸付金の使途</p>	貸付対象施設	貸付けの相手方	ア～セ (略)	(略)	(新設)	(新設)	ソ (略)	(略)	タ (略)	(略)
貸付対象施設	貸付けの相手方																				
ア～セ (略)	(略)																				
ソ 施行令第1条第5号に規定する施設であって、厚生労働大臣の定める基準（平成26年厚生労働省告示第●号）に該当するもの（安心こども基金管理運営要領（平成21年7月1日雇児発0701第3号）の規定により整備するものに限る。（以下「認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業」という。）	施行令第2条第9号に規定する法人																				
タ (略)	(略)																				
チ (略)	(略)																				
貸付対象施設	貸付けの相手方																				
ア～セ (略)	(略)																				
(新設)	(新設)																				
ソ (略)	(略)																				
タ (略)	(略)																				

新	旧
<p>の用途は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。</p>	<p>は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第4条第1項の表の<u>タ及びチ</u>に掲げる施設(当該施設に対応する貸付けの相手方が設置し、又は経営するものに限る。)並びに在宅サービス事業に対する貸付金の用途は、当該施設又は当該事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。</p>	<p>3 第4条第1項の表の<u>ソ及びタ</u>に掲げる施設(当該施設に対応する貸付けの相手方が設置し、又は経営するものに限る。)並びに在宅サービス事業に対する貸付金の用途は、当該施設又は当該事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 <u>社会福祉法人の経営の高度化に必要な資金に係る貸付金の用途は、前各項の規定にかかわらず、経営資金とする。</u> (利子を徴しない貸付金)</p>	<p>(新設) (利子を徴しない貸付金)</p>
<p>第10条 「津波避難対策緊急事業計画における<u>集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について(P)</u>」(平成●年●月●日雇児登●第●号・社援登●第●号・老登●第●号)に規定する施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、<u>第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。</u></p>	<p>第10条 <u>削除</u></p>
<p>第13条 災害が発生した場合に貸し付ける社会福祉事業施設(第4条第1項の表の<u>コ</u>から<u>チ</u>までに掲げる施設を除く。)の設置・整備資金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。 (償還期間及び据置期間)</p>	<p>第13条 災害が発生した場合に貸し付ける社会福祉事業施設(第4条第1項の表の<u>コ</u>から<u>タ</u>までに掲げる施設を除く。)の設置・整備資金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。 (償還期間及び据置期間)</p>
<p>第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1)設置・整備資金 ア～エ (略) (2)経営資金</p>	<p>第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1)設置・整備資金 ア～エ (略) (2)経営資金</p>
<p>施設の経営に必要な資金 5年以内(ただし、<u>社会福祉法人の経営の高度化に必要な場合又は災害若しくは感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合</u>にあっては、機構の理事長が別に定める。)</p>	<p>施設の経営に必要な資金 5年以内(ただし、<u>災害又は感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合</u>にあっては、機構の理事長が別に定める。)</p>
<p>2 第4条の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。</p>	<p>2 第4条の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。</p>

新	旧
<p>(1) 設置・整備資金 (略)</p> <p>(2) 経営資金 6月以内(ただし、<u>社会福祉法人の経営の高度化に必要な場合又は災害若しくは感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合</u>にあっては、機構の理事長が別に定める。)</p> <p>(貸付金の限度額)</p>	<p>(1) 設置・整備資金 (略)</p> <p>(2) 経営資金 6月以内(ただし、災害又は感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合にあっては、機構の理事長が別に定める。)</p> <p>(貸付金の限度額)</p>
<p>第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 第4条第1項の表のアからコまでに掲げる施設及びソに掲げる施設並びに同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 児童福祉法に規定する乳児院及び児童養護施設(第8条に規定する貸付けであって、<u>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号)</u>により、<u>家庭的養護のための貸付けに限る。</u>) 所要資金の100分の85</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 第4条第1項の表のサからスまで、<u>タ及びチ</u>に掲げる施設並びに在宅サービス事業については、所要資金の100分の70</p>	<p>(1) 第4条第1項の表のアからコまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 児童福祉法に規定する乳児院及び児童養護施設(第8条に規定する貸付けであって、<u>平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金(児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る分)交付要綱(平成25年2月26日厚生労働省発雇児0226第3号)</u>に規定する整備事業に係る貸付けに限る。) 所要資金の100分の85</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 第4条第1項の表のサからスまで、<u>ソ及びタ</u>に掲げる施設並びに在宅サービス事業については、所要資金の100分の70</p>
<p>2 次の各号に該当する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。</p>	<p>2 次の各号に該当する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>「津波避難対策緊急事業計画における集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について(P)」(平成●年●月●日雇児発●第●号・社援発●第●号・老発●第●号)に規定する施設の整備事業のために貸付けを行う場合</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>(7) <u>社会福祉法人の経営の高度化のために経営資金の貸付けを行う場合</u></p> <p>第2節 医療貸付事業</p> <p>(貸付けの相手方)</p>	<p>(新設)</p> <p>第2節 医療貸付事業</p> <p>(貸付対象)</p>
<p>第22条 機構法第12条第1項第2号の規定に基づく<u>貸付けの相手方</u>は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設(以下「医療関係施設」という。)の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p>	<p>第22条 機構法第12条第1項第2号の規定に基づく<u>貸付けの対象となる施設</u>は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設(以下「医療関係施設」という。)<u>とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」</u>の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p>

新	旧
<p>2 機構法第 12 条第 1 項第 3 号の規定に基づく<u>貸付けの相手方</u>は、指定訪問看護事業（介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第 53 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業（同条第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。以下この章において同じ。）<u>を行う者であって</u>、次の各号に掲げる<u>もの</u>とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 施行令第 5 条第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める次の者 ア～ウ (略)</p> <p>エ 一般財団法人厚生年金事業振興団(昭和 18 年 11 月 19 日に財団法人厚生団という名称で設立された法人をいう。)、一般財団法人船員保険会(昭和 16 年 11 月 21 日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。)、一般社団法人日本海員掖済会(明治 31 年 10 月 20 日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。)及び<u>一般社団法人</u>全国社会保険協会連合会(昭和 27 年 12 月 17 日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>(貸付金の使途)</p>	<p>2 機構法第 12 条第 1 項第 3 号の規定に基づく<u>貸付けの対象となる事業</u>は、指定訪問看護事業(介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第 53 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業（同条第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。以下この章において同じ。）<u>とし、貸付けの相手方は</u>、次の各号に掲げる<u>者</u>とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 施行令第 5 条第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める次の者 ア～ウ (略)</p> <p>エ 一般財団法人厚生年金事業振興団(昭和 18 年 11 月 19 日に財団法人厚生団という名称で設立された法人をいう。)、一般財団法人船員保険会(昭和 16 年 11 月 21 日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。)、一般社団法人日本海員掖済会(明治 31 年 10 月 20 日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。)及び<u>社団法人</u>全国社会保険協会連合会(昭和 27 年 12 月 17 日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>(貸付金の使途)</p>
<p>第 23 条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設置・整備資金 ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 次の(ア)及び(イ)に該当する場合にあっては、ア及びイにかかわらず、機構の理事長が別に定める。</u></p> <p><u>(ア) 総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号)に規定する総合特別区域において、当該特別区域に係る計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業のための貸付けを行う場合</u></p> <p><u>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)に基づき、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号)及び医療提供体制施設整備交付金交付要綱(平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号)に規定する高台移転整備のための貸付けを行う場合</u></p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第 23 条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設置・整備資金 ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p>2 (略) (利率) 第 24 条 (略)</p> <p><u>2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号)に規定する総合特別区域において、当該特別区域に係る計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業のための貸付けを行う場合</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号)及び医療提供体制施設整備交付金交付要綱(平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号)に規定する高台移転整備のための貸付けを行う場合</u> (貸付金の限度額)</p> <p>第 26 条 貸付金の限度額は、開設する 1 施設又は 1 事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 所要資金の100分の80以内の額。<u>ただし、病院の乙種増改築資金については、所要資金の100分の75以内の額。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定にかかわらず、次のアに掲げる資金については、所要資金の100分の85以内の額、イ及びウに掲げる資金については、所要資金の100分の90以内の額とし、長期運転資金のうちの経営安定化資金については、所要資金の額とする。</u></p> <p>ア 在宅強化型・療養強化型介護老人保健施設等に係る資金 (削除)</p> <p><u>イ 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を行う病院(長期運転資金を除く。)に係る資金</u></p> <p><u>ウ 社会医療法人を貸付けの相手方とする医療関係施設に係る資金</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 <u>次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <p><u>(2) 「特定の病院等の範囲及び当該特定の病院等についての貸付金の限度額等について」(平成 15 年 10 月 1 日医政発第 1001001 号)に基づき貸付けを</u></p>	<p>2 (略) (利率) 第 24 条 (略) (新設)</p> <p>(貸付金の限度額)</p> <p>第 26 条 貸付金の限度額は、開設する 1 施設又は 1 事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 所要資金の100分の80以内の額。</p> <p><u>ただし、次のアに掲げる資金については、所要資金の100分の85以内の額、イからエまでに掲げる資金については、所要資金の100分の90以内の額とし、長期運転資金のうちの経営安定化資金については、所要資金の額とする。</u></p> <p>ア 在宅強化型・療養強化型介護老人保健施設等に係る資金</p> <p><u>イ 療養病床を有しない病院であって病床数が200床未満の病院に係る資金</u></p> <p><u>ウ 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を行う病院(長期運転資金を除く。)に係る資金</u></p> <p><u>エ 社会医療法人を貸付けの相手方とする医療関係施設に係る資金</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>災害が発生した場合、感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合、「特定の病院等の範囲及び当該特定の病院等についての貸付金の限度額等について」(平成 15 年 10 月 1 日医政発第 1001001 号)に基づき貸付けを行う場合、未耐震の医療機関が行う耐震化整備のために貸付けを行う場合、環境・エネルギー対策のために貸付けを行う場合又は</u></p>

新	旧
<p>行う場合</p> <p>(3) <u>未耐震の医療機関が行う耐震化整備のために貸付けを行う場合</u></p> <p>(4) <u>環境・エネルギー対策のために貸付けを行う場合</u></p> <p>(5) <u>自家発電設備整備のために貸付けを行う場合</u></p> <p>(6) <u>療養病床を有しない病院であって病床数が 200 床未満の病院に対して貸付けを行う場合</u></p> <p>(7) <u>総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）に規定する総合特別区域において、当該特別区域に係る計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業のための貸付けを行う場合</u></p> <p>(8) <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号）及び医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号）に規定する高台移転整備のための貸付けを行う場合</u></p> <p>(9) <u>感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合</u></p> <p>（国立病院等又は社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け）</p>	<p><u>自家発電設備整備のために貸付けを行う場合前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。</u></p> <p>（国立病院等又は社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け）</p>
<p>第 27 条（略）</p> <p>2 <u>「独立行政法人地域医療機能推進機構における社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の譲渡等について」（平成 26 年●月●日厚生労働省発年●●●●第●号）に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構から社会保険病院又は厚生年金病院（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の用に供されている資産の譲渡を受け、当該資産を引き続き医療機関（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）の用に供しようとする場合の資金の貸付けについては、第 22 条から第 26 条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(削除)</p>	<p>第 27 条（略）</p> <p>2 <u>「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の譲渡等について」（平成 24 年 8 月 14 日厚生労働省発年 0814 第 1 号）に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から社会保険病院又は厚生年金病院（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の用に供されている資産の譲渡を受け、当該資産を引き続き医療機関（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）の用に供しようとする場合の資金の貸付けについては、第 22 条から第 26 条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>（総合特別区域における貸付け）</u></p> <p><u>第 27 条の 2 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）に規定する総合特別区域において、当該特別区域に係る計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業に係る資金の貸付けについては、第 23 条及び第 26 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 貸付金の用途</u></p>

新	旧
<p>第 4 章 助成及び調査研究等 (助成対象事業及び対象者)</p> <p>第 32 条 機構法第 12 条第 1 項第 7 号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成(以下「助成」という。)の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次の各号に掲げるものを行う者とする。</p> <p>(1) 福祉活動支援事業 <u>(削除)</u></p> <p><u>(2)</u> 地域連携活動支援事業</p> <p><u>(3)</u> 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 <u>(削除)</u></p> <p>附 則 (石綿の除去等のための整備事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第 7 条 平成 20 年度から <u>平成 26 年度</u> までの間において、第 4 条第 1 項の表の「貸付対象施設」の欄のオ及びサ中「軽費老人ホームのうち A 型及び B 型にあっては、第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合に限る。」とあるのは「軽費老人ホームのうち A 型及び B 型にあっては、第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合並びに石綿の除去等のための整備事業のために貸付けを行う場合に限る。」とする。</p> <p>2 平成 18 年度から <u>平成 26 年度</u> までの間において、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条第 1 号中「所要資金の 100 分の 75」とあるのは「所要資金の 100 分の 80」と、「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 80 (ただし、特定有料老人ホームについては、所要資金の 100 分の 75)」と、第 17 条第 2 号</p>	<p><u>ア 設置・整備資金 次の(ア)又は(イ)に掲げる資金</u></p> <p><u>(ア) 医療関係施設又は事業所の新築資金又は増改築資金(病院、有床診療所、無床診療所又は歯科診療所にあつては、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。)</u></p> <p><u>(イ) 医療関係施設又は指定訪問看護事業に必要な機械購入資金であつて、新設に伴い必要なもの(病院及び助産所を除く。)</u>又は民間金融機関が融資しない高額な医療機器(病院に限る。)</p> <p><u>イ 長期運転資金 新設に伴い必要なもの(病院及び助産所を除く。)</u></p> <p><u>(2) 貸付金の限度額</u></p> <p><u>ア 設置・整備資金 所要資金の 100 分の 90 以内の額</u></p> <p><u>イ 長期運転資金 所要資金の額とし、1施設当たり 1 千 5 百万円</u></p> <p>第 4 章 助成及び調査研究等 (助成対象事業及び対象者)</p> <p>第 32 条 機構法第 12 条第 1 項第 7 号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成(以下「助成」という。)の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次の各号に掲げるものを行う者とする。</p> <p>(1) 福祉活動支援事業</p> <p><u>(2) 社会参加促進活動支援事業</u></p> <p><u>(3) 地域連携活動支援事業</u></p> <p><u>(4) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</u></p> <p><u>(5) 災害福祉広域支援事業</u></p> <p>附 則 (石綿の除去等のための整備事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第 7 条 平成 20 年度から <u>平成 25 年度</u> までの間において、第 4 条第 1 項の表の「貸付対象施設」の欄のオ及びサ中「軽費老人ホームのうち A 型及び B 型にあっては、第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合に限る。」とあるのは「軽費老人ホームのうち A 型及び B 型にあっては、第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合並びに石綿の除去等のための整備事業のために貸付けを行う場合に限る。」とする。</p> <p>2 平成 18 年度から <u>平成 25 年度</u> までの間において、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条第 1 号中「所要資金の 100 分の 75」とあるのは「所要資金の 100 分の 80」と、「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 80 (ただし、特定有料老人ホームについては、所要資金の 100 分の 75)」と、第 17 条第 2 号</p>

新	旧		
<p>中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80（ただし、第4条第1項の表の<u>タ及びチ</u>に掲げる施設並びに在宅サービス事業については、所要資金の100分の75）」と、第26条第1項中「所要資金の100分の80以内の額」とあるのは「所要資金の100分の85以内の額」と、<u>「所要資金の100分の75以内の額」とあるのは「所要資金の100分の80以内の額」とする。</u></p> <p>3 平成19年度から<u>平成26年度</u>までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。）の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条第1項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。</p> <p><u>第8条及び第9条 削除</u></p>	<p>中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80（ただし、第4条第1項の表の<u>ソ及びタ</u>に掲げる施設並びに在宅サービス事業については、所要資金の100分の75）」と、第26条第1項中「所要資金の100分の80以内の額」とあるのは「所要資金の100分の85以内の額」とする。</p> <p>3 平成19年度から<u>平成25年度</u>までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。）の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条第1項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。</p> <p><u>（障害児通所支援事業又は障害児入所施設に係る貸付けの特例）</u></p> <p><u>第8条 平成24年度及び平成25年度において、次の表の左の欄中に掲げる施設又は事業を平成24年3月31日に行っていた法人であって、右の欄中に掲げる施設又は事業を平成24年4月1日以降に行う法人に対する経営資金の貸付けに係る据置期間については、第16条の規定にかかわらず、1年以内とし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</u></p> <p><u>(1) 3月分の障害児通所給付費及び障害児入所給付費相当額</u></p> <p><u>(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の80</u></p> <table border="1" data-bbox="1169 962 2051 1414"> <tr> <td data-bbox="1169 962 1615 1414"> <p><u>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日法律第71号）（以下「整備法」という。）附則第22条第2項に規定する旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設</u></p> </td> <td data-bbox="1615 962 2051 1414"> <p><u>児童福祉法に規定する障害児通所支援事業又は障害児入所施設</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日法律第71号）（以下「整備法」という。）附則第22条第2項に規定する旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設</u></p>	<p><u>児童福祉法に規定する障害児通所支援事業又は障害児入所施設</u></p>
<p><u>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日法律第71号）（以下「整備法」という。）附則第22条第2項に規定する旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設</u></p>	<p><u>児童福祉法に規定する障害児通所支援事業又は障害児入所施設</u></p>		

新	旧																
<p>(<u>保育所等</u>の整備事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第 14 条 平成 21 年度から<u>平成 29 年度</u>までの間において、児童福祉法に規定する保育所及び放課後児童健全育成事業<u>並びに認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業</u>の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(経営安定化資金の特例)</p> <p>第 15 条 平成 25 年 5 月 16 日から<u>平成 27 年 3 月 31 日</u>までの間において、長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る償還期間及び貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">償還期間</td> <td style="width: 50%;">8 年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付金の限度額</td> <td>所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額</td> </tr> </table> <p>(医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第 19 条 平成 21 年 6 月 5 日から<u>平成 27 年 3 月 31 日</u>までの間において、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号）及び医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605010 号）に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p> <p>第 20 条 <u>削除</u></p>	(略)	(略)	償還期間	8 年以内	貸付金の限度額	所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>整備法附則第 12 条第 1 項に規定する旧自立支援法に規定する児童デイサービス</u></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td><u>「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号)に規定する重症心身障害児(者)通園事業</u></td> <td></td> </tr> </table> <p><u>第 9 条 削除</u></p> <p>(<u>保育所及び放課後児童健全育成事業</u>の整備事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第 14 条 平成 21 年度から<u>平成 26 年度</u>までの間において、児童福祉法に規定する保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(経営安定化資金の特例)</p> <p>第 15 条 平成 25 年 5 月 16 日から<u>平成 26 年 3 月 31 日</u>までの間において、<u>病院に対する</u>長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る償還期間及び貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">償還期間</td> <td style="width: 50%;">8 年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付金の限度額</td> <td>所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額</td> </tr> </table> <p>(医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第 19 条 平成 21 年 6 月 5 日から<u>平成 26 年 3 月 31 日</u>までの間において、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号）及び医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605010 号）に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p> <p><u>(地域医療再生計画に係る貸付けの特例)</u></p> <p>第 20 条 <u>平成 21 年 6 月 5 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領(平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号)に規定</u></p>	<u>整備法附則第 12 条第 1 項に規定する旧自立支援法に規定する児童デイサービス</u>		<u>「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号)に規定する重症心身障害児(者)通園事業</u>		(略)	(略)	償還期間	8 年以内	貸付金の限度額	所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額
(略)	(略)																
償還期間	8 年以内																
貸付金の限度額	所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額																
<u>整備法附則第 12 条第 1 項に規定する旧自立支援法に規定する児童デイサービス</u>																	
<u>「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号)に規定する重症心身障害児(者)通園事業</u>																	
(略)	(略)																
償還期間	8 年以内																
貸付金の限度額	所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額																

新	旧
<p>(社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第 21 条 平成 21 年 8 月 20 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号)、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号)、安心こども基金管理運営要領(平成 21 年 7 月 1 日雇児発 0701 第 3 号)及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 号第 3 号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 平成 25 年 2 月 26 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号)、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号)及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 号第 3 号)に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」(平成●年●月●日雇児発●●●●第●号・社援発●●●●第●号・老発●●●●第●号)の●の●に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条及び前項の規定にかかわらず、利子を徴しないものとし、貸付金の限度額については、第 17 条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p>	<p>する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 26 条の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 90 以内の額とする。</p> <p>2 平成 25 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領(平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号)に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転整備のための貸付けに係る貸付金の使途及び貸付金の利率については、第 23 条及び第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 26 条及び前項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 95 以内の額とする。</p> <p>(社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第 21 条 平成 21 年 8 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号)、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号)、安心こども基金管理運営要領(平成 21 年 7 月 1 日雇児発 0701 第 3 号)及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 号第 3 号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 平成 25 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号)、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号)及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 号第 3 号)に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」(平成●年●月●日雇児発●●●●第●号・社援発●●●●第●号・老発●●●●第●号)の●の●に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条及び前項の規定にかかわらず、利子を徴しないものとし、貸付金の限度額については、第 17 条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p>

新	旧				
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第22条 平成21年8月20日から平成27年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条及び第26条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 411 1070 459"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第22条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条及び第26条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 411 2047 459"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<p>2 平成25年2月26日から平成27年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p>	<p>2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p>				
<p>3 (略)</p> <p>(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第23条 平成26年2月6日から平成27年3月31日までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のエ及びク中「軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。」とあるのは「軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合並びに介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けを行う場合に限る。」とする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第23条 平成26年2月6日から平成26年3月31日までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のエ及びク中「軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。」とあるのは「軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合並びに介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けを行う場合に限る。」とする。</p>				
<p>2 平成21年8月20日から平成27年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、有料老人ホームであつて、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第4号に該当するものの貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、法人とする。</p>	<p>2 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、有料老人ホームであつて、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第4号に該当するものの貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、法人とする。</p>				
<p>3 (略)</p> <p>4 平成26年2月6日から平成27年3月31日までの間において、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和54年7月27日厚生省発医第137号)並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱(平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、所要資金の100分の</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 平成26年2月6日から平成26年3月31日までの間において、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和54年7月27日厚生省発医第137号)並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱(平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、所要資金の100分の</p>				

新	旧												
<p>90 以内額とする。 (定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例) 第 24 条 平成 22 年 4 月 1 日から <u>平成 27 年 3 月 31 日</u> までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領 (平成 21 年 8 月 3 日老発 0803 第 1 号) 並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱 (平成 24 年 7 月 17 日厚生労働省発老 0717 第 2 号) に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第 6 条、第 16 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条及び附則第 22 条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金 (定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金 (賃料の前払いとして授受されたものに限る。)) を含む。」とする。</p> <p><u>附 則 (平成 26 年 3 月 ● 日厚生労働大臣認可)</u> 第 1 条 <u>この業務方法書の一部変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u> 第 2 条 <u>この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の附則 (平成 15 年 10 月 1 日施行) 第 8 条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。</u> 第 3 条 <u>平成 26 年 3 月 31 日以前に、変更前の附則 (平成 15 年 10 月 1 日施行) 第 20 条に掲げる地域医療再生基金管理運営要領 (平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号) に基づく補助金等の交付決定がなされた事業に係る同条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。</u></p>	<p>90 以内額とする。 (定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例) 第 24 条 平成 22 年 4 月 1 日から <u>平成 26 年 3 月 31 日</u> までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領 (平成 21 年 8 月 3 日老発 0803 第 1 号) 並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱 (平成 24 年 7 月 17 日厚生労働省発老 0717 第 2 号) に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第 6 条、第 16 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条及び附則第 22 条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金 (定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金 (賃料の前払いとして授受されたものに限る。)) を含む。」とする。</p>												
別表 2	別表 2												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 1000 622 1042">区分</th> <th data-bbox="622 1000 1061 1042">施設及び事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 1042 622 1083">(略)</td> <td data-bbox="622 1042 1061 1083">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1083 622 1420">2 児童福祉法</td> <td data-bbox="622 1083 1061 1420"> 障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院 (第 8 条に規定する貸付け又は <u>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (平成 20 年 6 月 12 日厚</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設及び事業の種類	(略)	(略)	2 児童福祉法	障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院 (第 8 条に規定する貸付け又は <u>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (平成 20 年 6 月 12 日厚</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 1000 1603 1042">区分</th> <th data-bbox="1603 1000 2042 1042">施設及び事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 1042 1603 1083">(略)</td> <td data-bbox="1603 1042 2042 1083">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1083 1603 1420">2 児童福祉法</td> <td data-bbox="1603 1083 2042 1420"> 障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院 (第 8 条に規定する貸付け又は <u>平成 24 年度次世代育成支援対策施設整備交付金 (児童養護施設等の</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設及び事業の種類	(略)	(略)	2 児童福祉法	障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院 (第 8 条に規定する貸付け又は <u>平成 24 年度次世代育成支援対策施設整備交付金 (児童養護施設等の</u>
区分	施設及び事業の種類												
(略)	(略)												
2 児童福祉法	障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院 (第 8 条に規定する貸付け又は <u>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (平成 20 年 6 月 12 日厚</u>												
区分	施設及び事業の種類												
(略)	(略)												
2 児童福祉法	障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院 (第 8 条に規定する貸付け又は <u>平成 24 年度次世代育成支援対策施設整備交付金 (児童養護施設等の</u>												

○独立行政法人福祉医療機構業務方法書

新		旧	
(略)	<p><u>生労働省発雇児第0612001号) により、家庭的養護のための貸付けに限る。</u>)</p> <p>(略)</p> <p>児童養護施設（第8条に規定する貸付け又は<u>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号) により、家庭的養護のための貸付けに限る。</u>)</p> <p>小規模住居型児童養育事業（<u>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号) により、家庭的養護のための貸付けに限る。</u>)</p> <p><u>認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業</u></p> <p>(略)</p>	(略)	<p><u>家庭的養護への転換に係る分) 交付要綱（平成25年2月26日厚生労働省発雇児0226第3号) に規定する整備事業に係る貸付けに限る。</u>)</p> <p>(略)</p> <p>児童養護施設（第8条に規定する貸付け又は<u>平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る分) 交付要綱（平成25年2月26日厚生労働省発雇児0226第3号) に規定する整備事業に係る貸付けに限る。</u>)</p> <p>小規模住居型児童養育事業（<u>平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る分) 交付要綱（平成25年2月26日厚生労働省発雇児0226第3号) に規定する整備事業に係る貸付けに限る。</u>)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>